

高知県児童福祉審議会運営規程等の一部改正について

改正の理由・内容

- 1 各運営規程において、審議事項に関して利害関係を有する委員（「利害関係委員」という。）の招集等の取扱について、従前明確な定めがなかったため、以下の内容を明文化する。
 - ・ 利害関係委員を招集しない。

- 2 こども支援専門委員会運営規程において、委員の調査審議事項の規定に不備があったため、以下の事項の追加等を行う。
 - ・ 児童福祉法第33条第5項の規定に基づき、知事から諮問された事項。
 - ・ 文言整理。

* 児童福祉法第33条第5項

2ヵ月を越えて引き続き一時保護を行うことが、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合、及び引き続き一時保護を行った後2ヵ月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県児童福祉審議会運営規程 (抜粋)	高知県児童福祉審議会運営規程 (抜粋)
(招集)	(招集)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 <u>審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。</u>	

新	旧
里親認定委員会運営規程 (抜粋)	里親認定委員会運営規程 (抜粋)
(招集)	(招集)
第5条 略	第5条 略
2 <u>審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。</u>	

新	旧
児童虐待検証部会運営規程 (抜粋)	児童虐待検証部会運営規程 (抜粋)
(招集)	(招集)
第5条 略	第5条 略
2 <u>審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。</u>	

対 照 表

新 旧

旧

新

こども支援専門委員会運営規程 (抜粋)

こども支援専門委員会運営規程 (抜粋)

(委員会の任務)

(委員会の任務)

第2条

第2条

(1) 略

(1) 略

(2) 略

(2) 略

(3) 児童福祉法第33条の12に基づき、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童の通告及び同条15に基づく、知事からなされた報告。

(3) 児童福祉法第33条第5項の規定に基づき、知事から

諮問された事項。

(4) 児童福祉法第33条の15第2項の規定に基づき、知事から

なされた報告

(招集)

(招集)

第5条 略

第5条 略

2 審議事項に関して利害関係を有する委員については、

これを招集しない。